

平成15年12月25日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	19 番	谷 川	清 太
8 番	橋 川	宏 彰	20 番	松 尾	征 子
9 番	森 田	峰 敏	21 番	中 西	裕 司
10 番	北 原	慎 也	22 番	小 池	幸 照
11 番	寺 山	富 子			

2. 欠席議員

18 番 吉 田 正 明

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

平成15年12月25日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第83号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第79号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 議案第80号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 議案第81号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第82号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 鹿島市農業委員会委員の推薦について
- 日程第7 意見書第7号 諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第8 意見書第8号 イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時24分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

本日、市長から条例改正4件、人事案件1件、合計5議案の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成15年度10月分の出納検査に関する報告がありましたので、その写

しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第79号から議案第83号までの5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、条例改正4件、人事案件1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第79号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例及び議案第80号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

議長、副議長及び議員の報酬並びに市長、助役及び収入役の給料については、平成15年12月2日に鹿島市特別職報酬等審議会に対し、諮問したところでございます。

その後、同審議会におきまして慎重な審議がなされ、12月15日に答申をいただきましたが、その答申内容に従いまして、それぞれの報酬及び給料月額の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第81号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

教育長の給料につきましては、市三役との均衡を考慮して給料月額の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第82号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、条例の整備をいたすものでございます。

改正の主な内容といたしましては、傷病または死亡によらない、自己都合により退職した者を除き、勤続20年以上で退職した者について国家公務員の退職手当の支給水準に合わせるため、所要の調整措置を行うものでございます。

次に、議案第83号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員、西村幸氏の任期が、平成16年2月16日をもって満了されますが、引き続き西村氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするもので

ございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第79号から議案第83号までの5議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御審議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御審議ないものと認めます。よって、議案第79号から議案第83号までの5議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第83号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 議案第83号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第83号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第83号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方から御紹介をさせていただきます。

ただいま議会の御同意をいただきまして、固定資産評価審査委員会委員に御就任いただきます西村宰様でございます。

西村様、一言ごあいさつをお願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（西村 宰君）

失礼いたしました。おはようございます。選任をいただきまして、ありがとうございます。引き続きお世話になります。よろしくをお願いいたします。（拍手）

日程第3 議案第70号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定についての審議に入ります。

去る12月16日の本会議において、文教厚生委員会に付託いたしました議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について、文教厚生委員会の審査の結果は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成15年12月19日

鹿島市議会議長 小池 幸 照 様

文教厚生委員会

委員長 北 原 慎 也

文教厚生委員会審査報告書

平成15年12月16日の本会議において付託されました、議案第70号「鹿島市歴史的景観条例の制定について」は12月16日及び19日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたから、会議規則第98条の規定により報告します。

なお、本委員会は第70号議案に対し、下記のとおり附帯決議を付すことに決定したことを申し添えます。

記

庄金地区に対しても、早急に説明会を開き、十分に話し合っ住民の同意を得るよう努力をしていただきたい。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

文教厚生委員長の審査の経過及び結果の報告をいたします。

去る12月16日の本会議において、本委員会に付託されました議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について審査をいたしました経過及び結果について御報告をいたします。

12月16日の本会議終了後、産業建設委員長橋川宏彰氏より、本委員会委員長に対し、議案

第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定については、産業建設委員会の所管事務と関連があるので、会議規則第91条の規定により12月19日に連合審査会を開催されるよう申し入れがありました。この申し入れを受け、直ちに文教厚生委員会を開催し、協議した結果、全会一致で産業建設委員会委員長橋川宏彰氏の申し出に同意することといたしました。

次に、連合審査会の日時、場所について協議し、12月19日午前10時より、合同で浜宿を中心に現地視察を行い、午後1時より全員協議会室において連合審査会を開くことを決め、閉会后、産業建設委員長橋川宏彰氏に、連合審査会開催同意と、その日時、場所を示し、回答、連合審査会を開催することといたしました。

12月19日午前10時より、市教育長を初め担当課長及び関係職員の同行を求め、現地視察を行いました。場所は、庄金、浜大橋より浜中町、いわゆる酒蔵通りから浜駅前通りまで、職員の説明を受けながら約1時間視察をいたしました。その間、各所で歴史的遺産としての価値や由来、意義など聞くことができました。

さらに、浜継場において、地元関係者と懇談し、肥前浜宿まちづくりの経緯、出席者の皆さんの浜宿再興の熱意を聞くことができました。特に、今にも壊れそうな建物を何とかしようという歴史的景観復元への思いを訴えられました。また、庄金も何とかしてほしいという声も聞くことができ、有意義であったことを申し添えておきます。

引き続き午後1時30分より、桑原市長、小野原教育長を初め、担当部課長及び関係職員の出席を求めて、議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について、文教厚生委員会、産業建設委員会合同による連合審査会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果を報告します。

議案内容の説明は本会議において詳しくなされていまして説明を省略して進めることにしましたが、市長より補足説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許しました。

補足説明の内容は、1. この条例が制定されると個人の権利が制約はされるが、個人の自由度は保障され、一定の権利も保障されているということ。2. この条例は文化庁の重要伝統的建造物（以下重伝建と申します）群の指定に向けて必要な条例であって、国土交通省の街並み環境整備事業は、直接的には関係はなく、重伝建群を保存活用することがメインである。街並み環境整備事業は、条例の趣旨を補完的に入れるという考えである。以上、2点が説明されました。

終了後、直ちに質疑に入りました。

以下、特徴的な質疑、答弁につきまして報告いたします。

質疑 酒蔵通りと庄金地区の整備は、条例制定の前後関係から庄金地区が後回しになるのではないかと。

答弁 市が考えている重伝建が対象となり、そのエリアで家屋の修理など地区別に前後することはない。

質疑 助成の限度額について、例えば、修理に20,000千円の費用がかかれば、助成金の限度額は最高 9,600千円、国、県、市で持ったとして10,400千円は個人負担となる。そのようなことは既に説明はなされているのか。

答弁 八女市の例での話ですが、助成金の限度額との差は個人の負担となる。伝建保存地区についての説明はすべてやっていますし、重伝建地区になれば、このような助成の制度があるという説明はしてきている。さらに、条例が制定されますと、審議会の中で話し合われ、それをもとに御意見を聞きながら決定していく、このような進め方を想定している。

質疑 条例制定は住民にどんなメリット、デメリットがあるのか。

答弁 重伝建地区になれば、修理修景事業に対して国、県、市からの補助があり、税の優遇措置や防災事業に対しても補助がある。デメリットとしては、条例20条1項(1)～(6)の規制がかかることかと思う。

質疑 条例制定するに当たって、住民への説明が不十分な地域を残したまま進めるというのは、個人の権利に規制が加わることを考えると、もう少し慎重にやるべきではないか。急ぎ過ぎの嫌いがあるのではないか。

答弁 条例は市全体にかかわるものではあるが、今やっていることは酒蔵通り、庄金を対象としている。目の前の問題として重伝建の認可をしてもらうためのことだ。申請は来年12月くらい。17年に採択してもらうためには今しかないと考えている。庄金の問題は、ことしの秋に文化庁から調査官が来られて、庄金も入れた方がよいということだったので、申請までに庄金地区の皆さんと十分話し合っていく努力をしたいと思っている。酒蔵通りの皆さんとはずっと話し合いをしてきており、その熱意を感じ、これならやれるという判断を8月から9月にかけての時点でいたしましたので、庄金と酒蔵通りへの説明に違いがあったことは否めません。庄金地区には、行政として全力を挙げて努力したい。

質疑 財政問題について、重伝建の事業費として市のシミュレーションを示すべきではないか。

答弁 具体的な準備について、担当者は18年度からぐらいと言っているが、それでは現地が待てないのではないのかと、17年度ですできるだけ早くスタートできるようにと文化庁に言っている。スケジュールに見合っただけ考えながら、中期財政計画に示し、段階的に思っている。この条例で対象となる重伝建の建物は、具体的には所有者の申し出、承諾がないと予算に上げられないわけで、次年度どうするかということになる。

質疑 今回の条例制定については議員としても責任の重大さを感じている。今回の事業で、面積では街並みと伝建それぞれどれくらいか。また、この事業を進めるに当たって、財政的にはどれくらいの年次計画を持っているのか、どう活用しようと思っているのか。

か。

答弁 伝建地区は約10ヘクタールで、何年という縛りはなく、街並みは10.3ヘクタールで10年間を考えている。財政に関しては、合併のいかんによって違うが、合併できなかった場合は、中期財政計画で示しているとおりだ。この条例制定によって保存だけを考えているのではない。活用してこそ街並みも生きると考え、地元の皆さんとも、どうやって活用していくか話し合っていきたい。文化的価値のあるものを残し、継承していくための条例制定であることを御理解いただきたい。

以上で、連合審査会の質疑を終了し、産業建設委員退席後、文教厚生委員会を開き、冒頭、委員より発言の申し出があり、庄金地区への説明を十分にするという趣旨の附帯決議をという提案があり、文言の整理をし、時間的な状況から早急に庄金地区と十分話し合っ、住民の同意を得るよう努力をしていただきたいという附帯決議を全会一致で採択。

その後、討論、採決の結果、議案第70号は提案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

簡単ですので自席から質問します。

この指定を受けますと、固定資産税が恐らく免除されるんじゃないかと思いますが、それはどのようになっておりましたか。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○文教厚生委員長（北原慎也君）

お答えいたします。

固定資産税の免除も入っております。そのような討議をいたしました。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について、ただいまの委員長報告に反対をして討論をいたしたいというふうに思います。

その前に、当該地域の皆さん方には、長年の御努力が目前に迫るところまでこぎつけられ

た、そのことは挙げて市民の喜びとするところをごさいますして、私がこの際討論を申し上げますのは、さらに執行部の具体的な市民の皆さん方に示されるべきテーマがまだ残っているのではないかという観点から、本条例の効果的な有効性を高めるという観点から、私は、この際そこを明らかにするという意味から、継続審査をするべきであるという立場から討論をいたすわけであります。

その理由はたくさん——たくさんというのですか、数点ございしますが、絞り込みますと2点ございします。その一つは、伝建地区並びに景観条例地区につきましても、それぞれに権利も生じますが、当該地域の皆さん方には、一つの構造物等の規制が加わってまいります。ただいまの委員長報告の中にもありましたように、伝建地区でおおむね80%超、それから景観条例地区につきまして70%超の同意が得られたということでございしますが、やはり全体にそうした枠、網がかぶさるわけでございますので、私は、もっとやっぱり支持を得られる、同意が得られる努力を条例制定前にしておくべきだと。条例というのは、一たん決めますと、それに効力が発するわけございまして、非同意の方をどう扱っていくのかというのは、いまだ我々議会として気になるところでございします。

いま一つは、ただいまございましたように、庄金地区につきましても、文化庁からの申し出等があつて日程の誤差があることは理解できますけれども、執行部としては、地元の行政区長に協力要請をされて了解をいただいたという段階にとどまっている段階でございまして、全世帯に対する説明、同意は、まだ施されていない段階にございします。

そういう状況の中にあつて、その地域の皆さん方の意向が把握されないままに、この議会として、そこに網をかぶそうとしておる、この予定地域の皆さん方に対する責任は、この議会に存在をすすると思ひます。その確認が必要であると、この1点が一つの継続審査とすべき理由であります。

いま一つは、財政的な見地からでございますが、本条例に基づく景観地区についての行政としての施策が、どういうトータルとしての施策を考えられておるのか。道路の整備、あるいはトイレ等の整備等々、公共物の整備も予定をされると思ひます。その全体像が示されておりません。

いま一つは、伝建地区につきましても、おおむね本市の財政事情から、どの程度の規模の整備を進めていこうとしておるのか、これも執行部の説明によりますれば、中期財政計画の許す範囲でという段階にとどまっているわけございまして、積極性が感じられない、そういう状況でございします。

特に、今日置かれている逼迫した財政状況の中で、市民全体の合意を得るためにも、事業の全体像を示されるべきことと、おおむねの事業費総額を示し、年次計画を示すと、これは少なくとも提示をされなければならない重要な基本的な部分でございします。それが未整備です。

そういった、以上二つの大きな基本的な問題が十分検討がされていない、こうした段階で本条例を直ちにこの場において、この12月議会で可決をするということは、私は市民に対する説明ができない状況にあるのではないかと、そういう判断をいたすわけでございます。

そういった立場で、この伝建条例が有効に、将来にわたって機能する、そうした条例を整備するという立場から、私は継続審査とすべきものとして反対の討論をいたした次第であります。御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの議案第70号の問題について、私は一部要求を入れながら賛成をしたいと思いません。

議案第70号については、基本的に鹿島市に伝えられた歴史的な景観を守るということについては、私は大切なことだと思います。既に鹿島市においては、武家屋敷など歴史的なものが崩されつつあります。それからいけば、条件の整備を条例の制定により取り組むことも必要になってきているでしょう。ただ、問題となるのは、条例が制定されることにより個人の財政的な問題を初め、我が家でありながらも自由な改築や新築など心配されること。それから、ほかにもいろんな、まだまだ問題が山積みしていると思っております。

今回の条例は、目前の浜町の問題があるということですが、全市が該当されるということです。本来なら、この条例については、もっと市民全体の意見を聞きながら取り組むべきだったと思います。目前に迫っております浜地区の開発についても、浜地区関係者にも十分な納得がされていない部分もあるということ、先ほど谷口議員の方から申されておりましたが、確かにそういうところもあるようです。条例を制定したからには、これからさらに全市民の意見を聞きながら、市民が納得いく形で制定の充実、それから取り組みをされることを私は望みます。条例制定後の取り組みについては、今の財政状況の中で、十分に、議会はもちろんですが、市民の声を聞いて、一つ一つやっていただきたいと思っております。

それと同時に、これは歴史的景観とは言えないと思っておりますが、景観の問題で一つだけ要求をしたいと思っております。

今、国が進めております米改革大綱、これはこれからの農村の景観を急速に崩し、農村地帯の乱開発をも心配される場所です。既にそういう状況がたくさん出ています。これからは農村地帯の乱開発を抑え、農村地帯の景観を守るということに積極的に取り組まなくてはいけないと思っております。これは農家の人たちの暮らしを守るだけでなく、鹿島市の景観及び環境を守るためにも急がなくてはならない問題だと思います。こういう問題についても、積極的な道しるべというのを市が示して取り組んでいただきたいということをお願いしながら討

論を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第79号～議案第81号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第79号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、議案第80号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について、議案第81号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第79号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は1ページと2ページでございます。

市長の提案理由にもありましたように、市議会議員の報酬並びに特別職の給与につきましては、去る12月15日に特別職報酬等審議会から答申をいただきましたので、報酬並びに給与につきまして改正をお願いするものでございます。審議会へは12月2日に市長から諮問が行われ、3回にわたり審議がなされてきました。市の財政状況等、関係資料に基づき審議された結果、減額改定の答申がなされたところでございます。

審議経過につきまして御説明を申し上げます。

まず、市長からの諮問でございますが、具体的な数字や考え方などは示されずに、今の市内の経済状況、それから民間の人たちの所得がどうなのか、あるいは他市の状況がどうなのか、そういったことなどを踏まえて検討いただきたい旨の諮問という、そういった形になっております。

諮問を受けて審議会では、国内の社会経済状況や市内各種産業及び市の財政状況等からして減額改定はやむを得ないという意見、そういった意見の一方、平成8年からの人事院勧告の引き上げのときも据え置いてきた経過からして、据え置くことは考えなくていいのかと、そういった意見もありました。また、各市の状況や職員についても減額改定している状況からして減額はやむを得ないという、そういった意見もあっております。最終的には減額改定

の方針となったところでございます。

以上が審議会の審議経過でございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

別表中、議長の報酬月額 452千円を 447千円に、副議長の報酬月額 380千円を 376千円に、議員の報酬月額 352千円を 348千円にそれぞれ改め、平成16年1月1日からの施行をお願いをいたしたいというものでございます。

次に、議案第80号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は3ページと4ページでございます。

この議案第80号は、議案第79号と同じく、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして改正をお願いするものでございます。

議案書の4ページをごらんください。

別表中、市長につきましては 875千円を 865千円に、助役につきましては、現行の 687千円を 679千円に、収入役につきましては、現行の 611千円を 604千円にそれぞれ改め、平成16年1月1日からの施行をお願いするものでございます。

次に、議案第81号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は5ページと6ページでございます。

教育長の給与につきましては、特別職報酬等審議会の意見を聞くということにはなっておりませんが、三役との均衡、あるいは他市の状況、一般職の給与改定等、総合的に勘案いたしまして改正をお願いするものでございます。

議案書の6ページをごらんください。

第2条中の教育長の給料月額、現行 600千円を 593千円に改定をお願いし、平成16年1月1日からの施行をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですので自席でお願いします。

これは、先ほど説明もありましたように、職員の給与の引き下げと同じなわけですが、人勧の問題と関連しているわけですが、職員のとくもそうでしたが、民間の給与が低いので、それにあわせて引き下げていくというような、そういう説明ですね、もちろん人勧だって、そういう形で言っているわけですが。

しかし、私は、職員給与引き下げのときにも申し上げましたが、民間の給与の引き下げの状況というのは、今いろんな問題があって、サービス残業その他の大きな影響が民間の給与を引き下げるとい形になっている。しかし、そのことによって、今度は公務員が引き下がり、民間はさらに、公務員もそがん低かのに、また下げんといかんというような形で、これまでも堂々めぐりの形が来ているわけですね。

特に、私たちはこれまで取り組む中で、議員報酬の引き下げや職員の給与の問題を取り扱うときに、やはり鹿島市、特に鹿島地域の民間が、市役所の給料がどれくらいなんだというようなことを基準にしながら給与が決められているということも聞いてきたわけですが、そういうことになりますと、職員の給与もそうです、それから特別職の給与もそうですが、そのことが引き下げられることによって、民間の給与が、さらに引き下げられるということに私はなってくると思いますし、既にそういう動きもあるわけですね。

そういうことになりますと、非常にこの不況、特に申し上げてきておりますが、消費不況という中で、ますます鹿島市の不況に拍車をかけるという形になるとは思います、その点については何回も聞いておりますが、市長はどう思いなのかお答えください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

特別職報酬審議会ですらそういう意見が出たということでございます。そういう全体的なものを含みまして審議会の答申を私は尊重して、ここに提案をしているわけでありまして。（「だから、それに対してどう思うかと」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかに。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長、答えになっていないと思うんですよ。やはり今の状況の中で、こういうのをどう思うかと、市長がやっぱりコメントを出せるようにしてくださいよ。何でもそうですが、自分の都合の悪いところは逃げないでください。

以上でいいです。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 市長、助役及び収入役の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第80号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第81号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第82号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第82号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第82号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は7ページから9ページでございます。

今回の改正につきましては、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて改正をお願いするものでございます。

一般職職員の退職手当につきましては、退職時の給料月額に一定の支給率を乗じて計算をいたしますが、その者が勤続20年以上の場合で定年、それから勸奨退職、そういったことによる場合、それから死亡や傷病によって退職と、そういった場合には、さらに一定の率を乗じて算出することになっております。これを調整率といたします。この調整率は民と官の均衡を図るために設けられている制度であります。これまで実施されてきました民間企業の退職金実態調査の結果によりまして、昭和48年、それから昭和56年、平成3年にそれぞれ

法改正が行われてきております。今回は、平成13年の退職金実態調査の結果、国家公務員の退職金が民間を上回っていたと、そういったことのために、この調整率を引き下げるという改正になっております。具体的には、現行の100分の110の調整率を100分の104に引き下げるというものですが、激変緩和措置として、施行から1年間は100分の107の経過措置を設けると、そういったものでございます。つまり、平成16年3月1日から1年間は100分の107を適用し、平成17年3月1日からは100分の104とする、そういったことでございます。

それでは、別冊の説明資料で御説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、すべて準則に沿った改正でございます。

まず、第1条関係では、附則の第4項と第5項の改正ですが、下線の部分を、左の新しいように改正するものでございます。

その中で、第4項の「第6条の規定にかかわらず」という条文を削除するものですが、この第6条は本則の条文でして、支給率を最高で60月とするという、そういった内容ですが、改正後は60月以下になることから、削除するものでございます。それから、その下の「100分の110」の調整率を「100分の104」に改正するというものです。

同じく、第5項の勤続期間が「35年を超え38年以下」を「36年」に改めるとありますのは、改正前は「35年を超え38年以下は35年とする」という規定になっておりましたけれども、改正後は率が下がるために、この条項が実際に合わなくなったための改正でございます。

次の第2条関係の改正でございます。

これは、4ページと5ページにわたりますけれども、第1条と同様の改正でございますが、この条文は昭和47年12月1日現在の在職者に限った内容となっております、下線の部分をそれぞれ改正するというものでございます。

恐れ入りますが、議案書の8ページにお戻りください。（「もう簡潔にいいよ」と呼ぶ者あり）はい、もう長くかかりません、すぐ終わります。

8ページの下の方に附則がございます。8ページの下の方の附則の第1項は施行期日、第2項、3項は経過措置期間に関する改正でございます。第4項でございますが、改正後に勤続期間が44年を超えての退職者において、4条退職者の率が5条退職者を上回るということになるので、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、ただいまので質問したいと思いますが、この条例自体非常に問題だと思いますが、特に目前に、今もう12月ですから、3月に退職をする方たちの問題が迫っていると思います。そういう面でお尋ねをしますのは、まず、来年度の退職者の数、そして1人どれくらいの影響額になるのか、まずお答えください。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えします。

12名いらっしゃいまして、1人当たり785千円でございます、平均です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまのお答えで、12名の方が来年、平成16年3月31日をもって退職をされるということなわけですが、ただいまの説明の中で、附則においては、これは16年の3月1日から該当するということですね。これを見れば、だれでもありゃっと思わんのがおかしいわけで、これを4月1日からにすれば、これまでのように100分の110というのが該当するわけですね。確かに、その後、再来年ですか、17年3月1日からは100分の104ということで、さらに下げられるけど、一応猶予期間が認められているということですが、これは納得いかないわけです。それで、どうして16年3月1日からということにしなきゃならんのか、4月1日からとすることが私は本来だと思います。

特に、振り返ってみますと、職員の人たちは、大体高校を卒業して入って42年ぐらいですか、私も同じ同年の人たちですので、非常にせっぱ詰まったものがあるわけですがね。この間、本当にいろんな困難な中で職員として頑張ってきてもらったんですよ。何が楽しみかという、退職するときの、その退職金をいただく、それがやっぱり一つの目標だったと思うんですよ。私自身も七、八年しか働いておりませんから、そういう期待するような退職金をもらうあれはありませんでしたが、私自身、自分の主人が退職するとき、それまで長い間頑張ってきて退職金を握らせてもらったときには、それがそのまま横に流れていきましたが、そのときは本当に御苦労だったという気持ちと、ああここまでやってきたなという、その込み上げてくるものがあるんですよ、お金にかえられるものじゃないと思いますがね。

しかし、目前に迫った人たちは、そういういろんな形で、やっぱりいろんな生活設計も立てていらっしゃると思うんですが、この不況の中で、特に給与も下がりましたから、それが基準となって退職金に来るわけですから、ここでは約780千円ということですが、さらに、今までよりすると大きな落ち込みがあると思うんですよ。私はそういうことを考えますと、

これをぜひ4月1日からの施行にすべきだと思うんですが、その辺の、どうしてもできない理由をおっしゃってください。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

直接にお答えする前に、今おっしゃいました、確かに長年お勤めいただいて、今に来て何でなのかということなんです。これを我々は重々わかりながら、実は先日、19日に12名の方、お二方が欠席でございましたけれども、集まっていただきまして、説明をさせていただきました。もちろん、既に生活設計も立てておられる中に、こういうお願いをしてきたところでございます。何とか御理解いただくしかなかったわけでございますけれども、やはり御意見としては、特別にはいろんな御意見はございませんでしたけれども、やはり不満はあると、これはもう正直な気持ちを申し上げられたと思います。しかし、我々は今までの情勢あたりを御説明申し上げながら、何とか御理解いただきたいという説明会を開催してきたところでございます。

それで、何で3月1日なのかというふうなことでございます。7市の中で、確かに佐賀と伊万里は4月1日から施行となっております。やはりそれぞれの自治体の御事情もあられると思います。我々がそういった周囲の状況あたりを総合的に判断をいたしまして、国、県の指導、これも踏まえると、それから各市の状況も踏まえると、それから財政状況も踏まえると、そういったことを、全体を考慮して何とかお願いをいたしたいというふうな提案をいたしているところでございます。

3月1日というのは、そういうことでございまして、これは、結論は4月にするのか、その前にするのかという問題なんでしょうけれども、職員組合とも協議をいたしまして、もちろん職員組合も、いいよという話にはなっておりませんが、何とか施行期日を3月1日ということで、双方の話の中で出てきた3月1日でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の説明では、どうしても3月1日にしなけりゃいけないという意味が、私には受けとめられません。既に県内でも、佐賀市なり伊万里市が、どういう事情であろうとなさっているわけですよ。だから、できないことはないわけですね。

そういうことと絡めて考えますと、例えば、今回、すべての賃金だとか、それから退職手当にメスが入られたわけですが、一つだけ手がつけられていないのが市長以下三役の退職金ですよ。これなんか、職員の方は40年以上頑張って、それこそ働いてこられたんですが、3人さんを目の前に置いてですが、はっきり申し上げまして4年終わったらもらえるわけで

すよね、任期を全うすればもらえるわけですよ。それこそ、私はもっとメスを入れてしかりだと思っわけですが、そういうこと等を考えますと、どうしてそれができないのか。

例えば、先ほどおっしゃいました 785千円ですか、12名で約10,000千円でしょう。10,000千円のお金が何とかならないことはないと思うんですよ。それは大変な財源だと思いますが、本当に今までの市の職員の方の御苦勞を考えると、12名の方に10,000千円のお金を支出するという事は、本当にただここ1カ月の違いで、施行の期日を変えるだけで、これだけ、もうこの12名の方は犠牲者ですよ、そうでしょう。それを、こういう形で御無理ごもつともですがと通すわけにいきませんよね。本当に、説明会の際に何もおっしゃらなかったでしょう、それは確かに言えないですよ。皆さんの御意見を聞くんじゃないで、納得してくださいの説明会でしょう、するのはね。そうしかできないわけですよ。御意見をと言いつたらできんわけですよ。そういう状況ですよ。

私は、そういうことになりますと、例えば、この職員の人たちのを4月にして、ここで三役の退職金を引き下げて、10,000千円ぐらいくすぐ出てきますよ、三役の退職金をこちょこちょとすれば、すぐ出てくるでしょう、それだけ多いわけですから。市長が4年間勤めたのと、その辺の課長さん、今度やめられる方いらっしゃいますよね、余り変わらんとやなかですか。どがんかするぎ少ななですよ、それはそれだけの重責は市長にあると思いますよ。ありますけれども、それとこれはやっぱり違うわけで、その辺から考えると、何とかありませんか、市長。私は、もうここに座り込んでも言いたいですよ、本当に。いかがですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

2回目の御質問についてお答えをいたします。

経過につきましては、総務課長が申し上げたとおりでございます。それで、先ほど課長も申し上げましたように、退職をされる方、12名については公務員としての立場、それと現在の社会情勢、これを踏まえていただいて、やむを得ないという判断に立っていただいたというふうに認識をいたしております。

それから、3月1日の期日でございますが、これを仮に16年4月1日といたしました場合、16年度、17年3月31日で退職をされる方につきましては、一挙に100分の104ということになってまいります。そうすれば、この減額の幅がほぼ倍になってくるというようなことで、ここでの退職者の方にまた不満が生じてくるものかと思っております。

それで、国の方でも、十分な説明をした上で激変の緩和の措置をとれというようなことでございますので、ここはどうしても3月、年度内に激変緩和の措置をとった上で、最終的に100分の104まで持っていくというような方法をとらざるを得ないということが背景としてございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

公務員としての立場とか、財政状況もあるでしょうが、それと同時に一市民としての生活の権利というのもあるんですよね。そこはどうなるんですかね。

それから、これを4月1日からすれば、次に急速に104とせんといかんと。じゃ、それを1年ずらして、次107でいいじゃないですか。次の年だったら、ある程度の期間があるんですよ。今回、急にでしょう。もう目前になってから、こういう形になってきたんじゃないですかね。そういう面から考えますと、全く心の余裕のないままに、ぼっと来たわけですよ。次のときに急減するのより、まだひどいですよ、生活設計の面からいけば。そうじゃないですか。私はそうだと思います。

そういうことで、私は、これは本当に、それは10億円とか100億円とかいう数字じゃないんです、10,000千円ですよ、10,000千円。そうでしょう、12名の方に10,000千円。今まで42年間、ほぼ42年間ぐらい働いていらっしゃると思いますがね。その人たちの御苦労に対して、当然のことじゃないですか。そして、今まで、それが決まりとしてあったわけですから、それに沿って頑張ってこられたんですよ、それを楽しみと言ったら言い過ぎですが、楽しみに来られたと思うんですよ。そういうのを一気に奪い取るなんて、あなたたち、許せますか。市長、どうですか、そこは。お答えいただけますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全員協議会並びに委員会のときに担当から説明があったと思いますが、今退職をする人が市役所に入られたときに、この料率で退職金があるということにはなっておりません。ずっと時代時代で、その時代の経済状況等を反映した形で、この100分の何々ということもずっと変遷を経てきております。それで現在こういう形になったということでありまして、いずれにいたしましても、先ほど来、部長、課長が申しておりますが、非常に心苦しい点もありますが、どうか全体的なものを判断していただいて、御承認方をよろしく願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

最後にします。

入るとき云々ですが、急速に来たということに問題もあるんですよ、目の前でね。あとは

言いません。私は、あと討論に立ちませんが、こういう取り扱いというのは絶対許せません。ほかの議員の方たちも御理解いただいて、皆さんお座りください、お願いします。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。今、松尾議員の方から質問があったこととダブってくると思います。というのは、問題点が同じと考えるからであります。この条例が出されたのが、組合の方に説明がなされたのが、きのうの全協——きのうおとといだったですね、全協の折には、8月の中旬以降に組合にこのことを申し入れたというふうに説明がなされました。それから、説明の中では、今の時点の退職手当の率を用いるためには、8カ月前から書面をもって当局に数値を出さなければ、前の調整率でもっての退職金がもらえないというふうな説明がなされたと思います。

ということであれば、この8月以降に組合に申し入れたということですよ。3月31日から8月をさかのぼりますと、8カ月前にこのことを知ったときには、もう既に、退職するという書面を出しても、調整率は変更になったものでしか退職金をもらえないという形になってきます。このことを考えたら、8月中旬以降に改正についてのお願いをされたということ自体が、私は大変問題があるんじゃないかと思いますが、この辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

該当者の方は、もう既に、この制度というのは御存じでして、この制度を少し申し上げますと、退職する前の13月前から7月前までの間に退職をしますよというふうな、書面によって申し出をしていただいて、そして退職の発令日は、次に来る3月31日ですよと、そういった約束事がございまして、そういうことは既にもう手続をしていただいていたということです。それによって調整率を適用するということです。だから、組合には、確かに8月ごろに面出しをしたと思います。しかし、それは、そこからスタートしたということではなくて、既にこの制度は該当者の方、ほとんどの職員——ほとんどと言ってもいいと思いますけれども、条例事項でございまして、要綱でございまして、そこはもう承知していただいたというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

該当者の方は、もう既に承知をしておったということなんです、こういうふうなことは

きちんと申し入れを始めてから、そこからさかのぼると私は思います。知っておったから、そういうふうな期間なんかは問題がないというふうに今お考えがなされたんですが、私は、その申し入れをなされて、交渉がなされた時点からさかのぼって考えるのが普通だと思います。何でも知っているべきだと——知っているべきというか、それは知っておられたと思いますよ。やはり自分のことでありますし、こういうふうな法令というものは、あちこちマスコミが報道しますし、自分のことになりますと、もちろんそういうことについては詳しく勉強もなされたと思います。ですが、そういうふうなものは、やはりきちんと交渉のテーブルに乗った時点から数えるというのが、普通ですね、計算になされる時期だと私は思います。

そういう中で、ほかの佐賀市、伊万里市なんかは来年の3月31日で退職される方については、1年間これを延ばされたということなんですね。私は、やはりこの周知期間というのが、本当に今議会で決まったとしたら3カ月間しかないわけですね。幾らお願いをしてあったとしても、もし決まるとしたら、きょうなんですね。それからさかのぼって3カ月間の間にこういうふうなものが事実上行われるというのは、やはり問題であると思います。この周知期間というものについて、これで全く問題がないというふうにお考えなのか、その辺について、もう一回お考えをお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

松尾議員からも、何で3月1日なのかという御質問でございまして、本来、国が改正いたしましたのが、ことしの10月1日施行でございまして。国が6月4日に公布をして10月1日に施行したと。ですから、その間はある程度周知期間としてあったと思います。今回の場合は、きょうこうして御提案申し上げて、3月1日からというふうなことでございまして。

まず周知期間につきましても、組合の方からは、もちろん来年の4月からというのが組合の御意見なんです、スタートはですね。しかし、御理解いただいて、ずっと協議を重ねるうちに、我々の提案、今年度の退職者からというふうな話でお願いをしてきたところ、その流れの中で3月1日というふうなことは組合と協議をして決定をしたというふうなことでございまして、期間の短い長い、ままたまあるかもわかりませんが、そういうふうなことで設定していただいたというふうなことでございまして。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私は、やはり何度説明を受けても納得がいくわけにはいきません。組合の方が合意がなされたというふうに私は思っておりませんが、そういうふうなここの場でおっしゃるというこ

とがどうなのかというふうに思いますが。

それはまた置いておいて、やはり普通、民間なんかを考えましたら、退職するとき、8カ月間とか、そういうふうなものはないと思います。私も退職する前には、遅くとも1カ月前、普通だったら3カ月前というふうに、いろいろ退職する場合は、結婚退職とか、いろいろありますが、この場合はそれとはまた全く別なんです、普通だったらそういうふうになっていますね。それが、やはり8カ月間とかあるのが、私は何か問題じゃないかなというふうに、これは法律の問題なんです、矛盾を感じています。

それから、ことし——ことしということになりませんが、この5年間、一時金が切り下げ続けられています。そして、給与も2年間切り下げられました。そして、今回またこういうふうな退職するときの退職金まで切り下げられて、どんどん給与だけではなくて、とうとう退職金までマイナス連鎖というものがつながってきました。そういうふうなものが、この公務員だけで終わるんじゃなくて、やはり公務員の賃金というものは、民間の賃金をとって決められるということなわけですね。ですが、反対に、今度は民間の賃金は公務員を目安にしながらということ、このどちらを基準にというものが、もうないように思うわけですね。マイナス連鎖というのがぐるぐる回っていて、マイナス、マイナス、マイナスと、どこでとまるのかなというふうな思いがいたします。それをどこかでとめなくてはいけないわけなんです、今回出されました市長以下、特別職の賃金、私たち議員の賃金といいますか、も切り下げられました。すべてが連鎖していると私は考えるわけです。市長だから、議員だから切り下げられて当然という思いは全くありません。それに向けた、それなりの仕事をしたり、責任があったりすると思いますし、どこかでこれを断ち切らないと、本当にこのマイナス連鎖というもののうち、社会情勢の悪化、そして消費生活、消費する部分がずっと変わってきていると思いますので、この退職金が市役所の職員だけにとどまったらいいんですが、これは必ず民間の方にも絶対影響してくると私は考えるものです。こういう法律で決まったから、即、議会で議決をしてもらい、来年の3月31日をもってということ、来年退職される方にそれがすぐ覆いかぶさるということは、もう本当に無念でなりません。

さっき松尾議員の方からも言われましたように、30年、40年、公務員はなおさらほかの仕事をしたらいけないというふうな、そしてまた、社会的任務というものも、ほかと違ってあるわけですね。そういうふうな重い任務を背負いながらまじめにこつこつと働いてこられて、退職金をもとにまた第2の人生というもののうちスタートをされるわけですね。そしてまた、年金改悪が叫ばれている真ただ中に、こういうふうな退職金まで削られると。何とかこの辺、ことし1年切り延ばしたとしても来年、再来年とつながっていくわけなんです、とりわけ、私は今回ここで決められて、来年即、1年の猶予もなく決められることが大きく市民生活に関係してくると思います。そういうふうな私の考えを今言っていますが、これについて、市長、どういうふうにご考えていらっしゃるのか、無念だという気持ちは同じだと思います。

ますが、その辺、職員の方に言葉があったらよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

民間でいえば社員、鹿島市役所でいえば職員、そのトップである社長とか市長というのは、やはり働いていただく方の給与をよくしようというときには、非常にうれしいです、自分も。しかし、これを低下させようという場合には、非常に苦しい判断をせざるを得ないというふうな気持ちであります。

鹿島市の職員の給与に関しては、今までも申し上げてきておりますように、上がる時も下がる時も人事院勧告に準じてという判断をしてまいりました。退職金については国家公務員に準じて、今までも上げるときは上げて、下げざるを得ないときは下げざるを得ないと、こういう判断で私はしたところであります。

きょう、我々の給与、あるいは議員の皆さんの報酬についても値下げということになりました。こういう経済が疲弊しているときには、みんなが痛みを分かち合いながらやっていくべきだというふうに思います。民間がいい場合には、公務員も上げさせていただく。民間がこういう苦しいときは、やっぱり公務員も我慢をしていただく、こういうことが私は我々の公務に対する民間の信頼度を増すものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第82号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第82号は提案のとおり可決されました。

日程第6 鹿島市農業委員会委員の推薦について

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．鹿島市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、鹿島市農業委員会委員を推薦するものであります。

お諮りいたします。推薦の方法については議長指名により推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議長指名により推薦することに決しました。

それでは、議長において、土井丸の森芳野さん、飯田の与猶千賀子さん、鮎越の釘尾スエ子さん、以上3名を指名いたします。

これより農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、鹿島市農業委員会委員に森芳野さん、与猶千賀子さん、釘尾スエ子さん、以上3名を推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました3名を鹿島市農業委員会委員に推薦することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔意見書配付〕

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、中西裕司君外20名から意見書第7号 諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）、松尾征子君外2名から意見書第8号 イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）が提出されましたので、この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第7号、意見書第8号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第7号、意見書第8号は、会議規則第36条第2項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第7号、意見書第8号は提案理由の説明及び

委員会付託を省略することに決しました。

日程第7 意見書第7号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第7. 意見書第7号 諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

それでは、御提案を申し上げます。

意見書第7号

諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）

有明海の再生には、徹底した原因究明の調査と再生のための方策の樹立・実行を求めてきた。

平成13年12月、農林水産省の有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会は、諫早湾干拓地排水門の短期・中期・長期の開門調査実施を提言され、開門はできるだけ長く、水位変動はできるだけ大きくとしている。

また、中・長期の開門調査を「有明海再生の方途を見出すための調査」「諫早湾干拓事業が有明海全体の環境に与えた影響を検証するための調査」と位置づけしており、真の有明海再生への方途を見出すためには、排水門の中・長期開門調査は避けて通ることはできないものである。

しかしながら、中・長期開門調査検討会議・同専門委員会の審議は、中・長期開門調査の意義、目的を逸脱した感があり、有明海の再生を願う市民は、大きな不安と危機感を抱かざるを得ない。

有明海を後世に引き継ぐために、また、有明海沿岸漁業者と有明海の恵みを受ける多くの関係者の生活の安定のために、是非とも諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査の早期実施を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月25日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
農林水産大臣	亀井善之様
環境大臣	小池百合子様

水産庁長官 田原文夫様
農林水産省農村振興局長 太田信介様
農林水産省九州農政局長 大串和紀様

以上、意見書（案）を提出する。

平成15年12月25日

提出者

鹿島市議会議員	中西裕司	鹿島市議会議員	徳村博紀
鹿島市議会議員	伊東茂	鹿島市議会議員	福井正
鹿島市議会議員	水頭善弘	鹿島市議会議員	橋爪敏
鹿島市議会議員	山口瑞枝	鹿島市議会議員	中村雄一郎
鹿島市議会議員	橋川宏彰	鹿島市議会議員	森田峰敏
鹿島市議会議員	北原慎也	鹿島市議会議員	寺山富子
鹿島市議会議員	岩吉泰彦	鹿島市議会議員	井手常道
鹿島市議会議員	青木幸平	鹿島市議会議員	中村清
鹿島市議会議員	谷口良隆	鹿島市議会議員	中島邦保
鹿島市議会議員	吉田正明	鹿島市議会議員	谷川清太
鹿島市議会議員	松尾征子		

鹿島市議会議長 小池幸照様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

それでは、質疑、討論は省略し、直ちに採決します。

意見書第7号 諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第7号は提案のとおり可決されました。

日程第8 意見書第8号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8. 意見書第8号 イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）についての質疑に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

意見書第8号

イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）

政府はイラク特別措置法に基づきイラクへの自衛隊派遣を予定しているが、イラクへの自衛隊派遣を中止されたい。

理由

先般、イラクにおいて日本人外交官2名が殺害される事件が発生した。誠に残念であり、衷心より哀悼の意を表する次第である。

国は7月の国会において、イラクに自衛隊を派遣するための法律、いわゆるイラク特別措置法を制定し、年内にも派遣する方針である。昨今、イラクにおける軍事占領に対するイラク国民の抵抗やテロ攻撃が激しさを増し、対象がホテル、民間航空機などにも拡大、無差別化の様相を呈している。

政府が安全として派遣候補地としてきたイラク南部でもイラク国民の抵抗とテロが発生、このたびの日本人外交官殺害事件の発生からも、安全な非戦闘地域は存在しないことが証明された。

そもそも米英によるイラクへの先制攻撃は、イラクの大量破壊兵器問題の平和的解決にむけた徹底的な査察を継続することも、国連決議を求めることもなく開始された。大量破壊兵器はいまだに発見されず、米英両国による情報操作の疑惑も指摘され、日本政府がイラク攻撃を支持した前提が崩れかねない状況にある。

わが国は、イラク国民がこれ以上災禍に見舞われることを回避するとの人道的見地、イラクの安定が及ぼす中東全体の平和と安定への影響などを鑑み、イラク復興に積極的に取り組んでいくべきである。

しかしながら、本法による自衛隊の派遣は、海外での武力行使と一体化の可能性も生じ得ることであり、自衛隊でなければ果たせないニーズも特定されていない。

イラク攻撃の正当性、自衛隊の海外派遣の在り方、占領行政との関係、対中東政策上の視点など、重要な問題の検討は放置されたままである。

よって、イラク特別措置法に基づいて自衛隊が派遣されることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成15年12月25日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	倉田寛之様
内閣総理大臣	小泉純一郎様
外務大臣	川口順子様
防衛庁長官	石破茂様

以上、意見書（案）を提出する。

平成15年12月25日

提出者

鹿島市議会議員 松 尾 征 子

鹿島市議会議員 谷 口 良 隆

鹿島市議会議員 寺 山 富 子

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上につきまして、63%の世論が自衛隊のイラク派遣に反対をしている現状にかんがみ、本市議会が世論の反映の場として良識ある判断を示していただくように心からお願いを申し上げます、提案といたします。

終わります。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

提案者ですが、より皆さん方に御理解いただいて御賛同いただくために討論をしたいと思っております。

先ほど谷口議員の方から読み上げていただきましたが、政府は自衛隊をイラクに派兵する基本計画を閣議決定しました。小泉首相はテロに屈するな、自衛隊は復興人道支援を行うと言っておりますが、この基本計画は米英がイラクで行っている、あらゆる軍事行動を支援することが明記されております。しかし、このことは十分には国民に説明をしておりません。とんでもありません。自衛隊の派兵は憲法9条をじゅうりんするとともに、テロをなくすという点からも、イラクの復興支援を進めるという点からも、何の道理もなく逆効果です。

国連の報告は「イラクはテロ攻勢の最良の戦場になった」と報告をしています。そもそもテロ勢力に口実を与え、はびこらせているのは、だれの責任でしょうか。大体、イラク戦争は、世界じゅうが反対したのに、アメリカが勝手に行った無法な戦争です。国連のアナン事務総長もアメリカの行動を国連憲章に根本的に挑戦するものと厳しく批判しています。戦争の大義とされた大量破壊兵器も見つかりません。こうした無法な戦争に続いて行われているのが軍事占領です。この乱暴なやり方こそ、テロ勢力に口実を与え、戦争とテロの悪循環をつくり出しているのではないのでしょうか。

この占領軍の支援に行くのが自衛隊の派兵です。実際にイラクやアフガニスタンで人道支援に汗を流してきたNGO団体は、こぞって自衛隊の派兵に反対しています。人道支援は占領軍と区別して行わなければ、その国で受け入れられないからです。NGOの方は自衛隊派兵で、逆に人道支援が困難になると心配しています。

イラク国民は、フセインもノー、アメリカの占領もノーなのです。イラク国民が求めているのは、一刻も早い平和と主権の回復、占領軍の撤退です。国連が中心になった復興支援です。だから、イラク国民は自衛隊の派兵に反対しております。来日し、小泉首相とも会談をしたイラク南部の民主化指導者のリカービ氏も、あらゆる外国軍隊の派遣、駐留、占領は受けられない、自衛隊派兵に反対すると語っています。だからこそ、フランスもドイツもロシアも中国も、世界の主要国は軍隊を派兵していません。アラブ諸国も派兵していません。それどころか、派兵を検討していたトルコも取りやめ、ドミニカ共和国は撤退を決めました。インドの外相は、派兵を拒否したことは極めて賢明な決定だったと、だれもが敬意を表していると言っています。

こんなとき日本人外交官2人の犠牲がありながら、世界の流れとは逆に自衛隊を派兵するのは、小泉首相がブッシュ大統領に約束をしたからにすぎません。こんな小泉首相の態度は絶対に許せません。最近の世論調査では、8割もの国民が反対をしていると言われております。国民が反対していることを自衛隊はするのでしょうか。一体だれのための自衛隊なのでしょう。アメリカのための自衛隊なのでしょう。自衛隊のイラク派兵には、どんなことをしてもやめさせなくてはならないと思っています。

既に全国の自治体で、12月22日現在、201の地方自治体が自衛隊派兵反対見直しを求める意見書や決議を採択しています。きょう、今も全国の議会で議決がふえていると思います。今こそ憲法の平和の原則を厳守し、国連憲章に基づき、医療や教育などの人道復興支援による平和貢献こそするべきだと思います。イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書に、議員の皆さんの御理解と御賛同をよろしく願いをいたしまして、賛成の討論にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

討論の順番が違のかなと思いましたが。まず、私は意見書第8号 イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）について、反対の立場で討論をいたします。

従来、地方議会におきましては、先ほど賛成の討論者の意見を聞いておりますと、この問題は国際政治、あるいは国際関係、あるいは外交上の問題であろうというふうに理解をいたします。地方議会においては、そのような旨のものについては、なるべく意見を差し控えて、地方議会にはなじまないというものがあるようでございます。

以上をもって反対の討論といたします。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第8号 イラクへの自衛隊派遣に反対する意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時7分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小池幸照

会議録署名議員

13番

井手常道

同 上

14番

青木幸平

同 上

15番

中村清